

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称
名護市雇用創出計画
2. 地域再生計画の作成主体の名称
名護市
3. 地域再生計画の区域
名護市の全域
4. 地域再生計画の目標

(1)現状と課題

名護市は、沖縄本島の北部地域に位置し、県内では3番目の広さ約210km²を有している。本市の人口は、平成17年度国政調査速報によると59,440人で前回の国勢調査時より2,834人増えており、少子高齢化の進行している我が国において本市は、着実に人口を増やしている。これは、名護市が温暖な気候や豊かな自然に囲まれ、インフラが整備されたことによる学校、病院、大型店舗等生活の利便性が増していった結果であり、北部の中核都市として発展を遂げている姿が見える。

本市の産業構造は、平成13年度の産業別純生産額で見ると総生産額1,260億円の内、サービス業が全体の48%、建設業が19%、鉱工業が11%、卸売・小売業が10%、金融・保険業が5%、運輸・通信業が3%、電気・ガス・水道が2%、農林水産業が2%であり、サービス、建設、卸小売業等、サービス関連産業の全体に占める割合が77%を超える消費型社会の産業構造を有していると言える。

また、産業別就業者数でも、平成12年度総務省「事業所・企業統計調査」によると、名護市の就業者24,527人の内、製造業以外のサービス(官公署を含む)と建設、卸売・小売業等の占める割合は20,281人で全体の82%にも達する。

一方、名護市における通勤者の流入、流出状況を見てみると、平成12年度の国政調査では、名護市に通勤している者が5,454人で、名護市から市外に通勤している者が2,844人、差し引き2,610人の流入となっている。これは近隣の本部町(904人)、今帰仁村(773人)、宜野座村(382人)、恩納村(280人)、金武町(276人)、大宜味村(149人)、国頭村(125人)、東村(103人)からの流入が主であり、名護市は北部の経済活動の中核として機能していることを表している。

しかしながら、名護市における失業率は、平成 12 年度国政調査によると 10.0% で特に若年層の失業率が高く、市民所得も平成 13 年度で約 196 万円であり、県平均の 204 万円を下回っている。このことは、北部の中核都市として発展を遂げる本市にとって重要な課題となっている。

(2) 地域再生計画の目標

このような課題を解決するために、名護市では第 3 次名護市総合計画(計画期間平成 10 年～平成 19 年度)を策定し、問題解決に向け様々な事業を展開しているところである。

本計画の基本目標は定住、感動、創業であり、創業の分野では、創業をする環境作りに力点をおいて観光産業や農林水産業、商工業の振興に加えニュービジネスの育成にも力を尽くしている。

平成 14 年度に本市は、「沖縄振興特別措置法」に基づき「金融業務特別地区」・「情報通信産業特別地区」(金融・情報特区)に指定され、平成 17 年 11 月末現在、金融・情報系企業を 24 社誘致し、455 人の雇用を達成している。

また、平成 12 年度からは「沖縄県北部地域の振興に関する方針」が閣議決定されたことを受け北部振興事業が推進されている。北部振興事業は、定住人口の増加が北部地域の活性化、ひいては県土の均衡ある発展を図る上での基礎的な課題であるとの認識の下、雇用機会の創出に向けた産業の振興、定住条件としての魅力ある生活環境の整備を図ることを主眼として事業を推進している。これまでに名護市では、名護市食肉処理施設、平張防鳥ネット、柑橘等貯蔵及び選果施設、IT 産業等集積基盤整備(マルチメディア館、みらい 1 号館、みらい 2 号館)等を整備し、現在、名護市産業支援センター施設整備事業も継続中である。

最近の名護市総合計画後期計画の策定に向けた市民アンケート調査では、「産業振興」における今後の重要度調査で、ニュービジネスの育成が他の産業振興に比べて第 1 位に重要性があると位置付けられている。一般的に雇用の創出は、人材の育成とその人材の受け皿である企業の立地がうまくバランスが取れなければ、雇用の創出にはつながらない。幸いに本市においては、金融・情報関連企業の誘致に実績があり、今後も企業立地が見込まれている。市民もニュービジネスの重要性を認識しており、本市では金融・情報関連産業の人材育成を更に図っていく計画が必要である。

このように、現在、名護市は、ニュービジネスの分野である金融・情報産業の振興に北部振興事業でその基盤整備を推進しているところであり、地域提案型雇用創造事業による人材育成は、名護市の政策を推進する上で極めて効率的な効果を生み出

す。

本地域再生計画は、名護市にとってニュービジネスである金融・情報関連産業の振興を図るための人材育成、具体的には、産業支援センター、金融・情報特区に関わる人材の育成を定める計画とし、目標を以下のとおり設定する。

新規雇用の増加	平成 18 年度	29人
	平成 19 年度	81人
	平成 20 年度	133人
	合計	243人

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

「北部振興事業」、「金融・情報特区」による制度等も活用し「第 3 次名護市総合計画」が進行中であるが、今後の課題として人材の育成、優良な人材の確保、企業・起業の育成及び企業の誘致による雇用の増大が求められ「地域提案型雇用創造促進事業」(パッケージ事業)の活用により具体的な成果を残していく。

現在進行中の事業において、パッケージ事業を活用することにより、市の再生・活性化に寄与し、最大の課題である雇用の創造を図ることを目的とし、以下の2事業を実施する。

- 産業支援センター開設に伴う人材の育成・雇用の創造
- 金融・情報特区制度を活かした人材の育成・雇用の創造

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業) < C - 0901 >

(1) 産業支援センター開設に伴う人材の育成・雇用の創造事業

中心市街地の活性化を目的として、平成 19 年度当初に産業支援センターの開設が予定されている。産業支援センターは、「金融特区・情報特区の象徴的要素を兼ねた、地域貢献型の次世代インテリジェントビル」として、県内はもとより、広く県外からの企業誘致或いはインキュベート機能として起業家支援、人材育成等広範囲に亘り利用度の高い施設である。また、立地も中心市街地活性化事業のコアであるクロスロードのクロス地点に位置している。1階部分には集客力の高いショップの

誘致、商工会による各種イベントの実施、各種相談コーナー等設置と、市民の交流拠点としての役割も持たせる。

コールセンター支援事業

産業支援センター開設に伴い、産業支援センターオフィスへのコールセンター関連企業の入居が予定されていることから、地域内人材に対してコールセンタースタッフの育成を行い、産業支援センター及び既設・新設のコールセンターに対する新規雇用の促進を図る。

(2)金融・情報特区に伴う人材の育成・雇用の創造事業

名護市は、小さな世界都市を目指して、国際情報通信・金融特区構想を振興の主要な施策とし、新たな産業の振興による雇用機会の創出を図るため、情報通信・金融関連産業の誘致に務めている。名護市の東に位置する豊原地区においては新たな産業振興を目指し、インテリジェントオフィスビルである「みらい1号館」、データセンター設備を完備した「みらい2号館」、インキュベート施設である「マルチメディア館」、海洋環境情報センター、北部地域における人材育成の場として建設された沖縄北部雇用能力開発総合センター、さらには沖縄高専が立ち並ぶ。またその延長線上にある宜野座村松田の海岸沿いには、宜野座村サーバーファームが、整備され情報通信・金融関連企業の一大会集地を目指している。これまでの進出企業数は、平成17年度12月末で20数社、就業者数は約460名に上っている。

国際情報通信・金融特区域内への企業進出および集積が進む中、名護市は平成16年3月「国際情報通信・金融特区構想 基本方針」を作成し、平成23年度までの雇用2,000人を目標と掲げ、特区制度を積極活用した更なる企業誘致による雇用機会の創出のため様々な施策を講じているが、以下事業により更なる雇用効果の促進を図る。

インターンシップ事業

地域内における就業を進めるべく学生・求職者等の新規雇用予定者を対象とし、金融・情報関連企業へのOJT・インターンシップを進め就業機会の拡大を図る。インターンシップ実施対象には、県立名護商業高校ファイナンス科、国立沖縄工業高等専門学校、名桜大学の学生をはじめ県内教育機関及び一般求職者を対象として、名護市で学んだスキルを生かし、地域内における就業を進めるべく金融・情報関連企業へのOJT・インターンシップを勧め就業機会の拡大を図る。

Uターン支援事業

名護市に進出若しくは進出を検討している企業創業・事業拡大に伴い即戦力かつリーダー的スキルを持つ人材の確保が容易に行えるよう地域外の求職者に対するUターン情報提供を行う。中核・リーダー的スキルを持つ人材の確保によりさらなる雇用増を目的として本事業を実施する。

5 - 3 - 2 名護市等が実施する事業

(1) 中心市街地活性化関連事業

中心市街地活性化基本計画策定に向けた取組

名護市中心市街地は、北部地域の行政や商業を主とする経済活動の中核的役割を担っており、都市としての利便性を保ちつつ、北部地域の文化や人、モノ、情報が集積する地域社会の核として、人が住み、遊び、働き、交流する重要な地区となっている。しかしながら、モータリゼーションの進展や市街地の拡大に伴う郊外への大型店舗立地、中心市街地における人口の分散及び商業活動の低迷などから空洞化が進んでいる状況にあり、また権利関係が複雑し土地・建物等不動産が硬直化していることにより中心市街地への公共及び民間投資が行われにくい環境となっていることも活性化の大きな障害となっている。

そのような中、北部振興事業等各種施策の展開や名護市が推進する金融業務特別地区、並びに情報通信産業特別地区の整備に伴う新規雇用の創出により定住人口の増加が見込まれており、それに対応した都市的利便性の高い魅力ある中心市街地の再構築が急務となってきたことから、平成15年度に中心市街地活性化基本計画を策定し、それに基づく中心市街地活性化関連事業計画を推進してきたところである。

活性化基本計画の基本方針として「人々が集い賑わう環境づくり」「誰もが安心して快適に暮らすための環境づくり」「まちの経済を支え、親しみのあるサービス環境づくり」「まちなかに人を引き込むための利便性の高い交通環境づくり」「地域自らが活性化を実現するための環境づくり」を挙げており、観光、交流及び文化機能の充実と快適な居住環境の形成とともに商業機能の更新による経済の再生を促進し、まちなかへのアクセス性と回遊性の向上を図っていくこととしている。

また活性化を図るための事業展開の中で、とりわけ波及効果が期待できる事業及び活性化の継続的な取り組みを図るために早期に着手する必要がある事業をリーディングプロジェクト(重点事業)と位置付けており、これらをクラスター化するとともに動かさうるプロジェクトを戦略的に組み合わせることで事業効果と波及効果を高めて推進することとし、その事業展開として都市基盤、産業基盤及び市民活動基盤等の整備を図るための各種事業の実施に向けて取り組んでいるところである。

中心市街地活性化関連事業の展開

中心市街地活性化に向けては、「都市基盤」「産業基盤」「市民活動基盤」を整備することにより、交流人口の増加と地域特性を活かした多様な機能集積を図り、地場産業の再生と振興及び新たな産業創出を進め「持続的な中心市街地の活性化」を展開する。

都市基盤の整備については、名護十字路において交流と情報発信の拠点となる

「名護十字路交流広場」の整備計画を進めている。定住人口の確保に向けた住環境整備については、市営市場敷地において約50世帯が入居する「まちなか市営住宅」が位置付けられており、今年度より基本設計に着手し平成22年度の完成を目指している。

産業基盤については、中心市街地における産業支援とIT関連企業が入居し新規雇用を含む400人余の就業拠点施設として平成17年度より「産業支援センター」の建設が進められており、平成19年3月に完成する予定となっている。また名護漁港は、「海にひらかれたまちづくり」を進める上で最もポテンシャルの高い場所であり、年間300万人以上の観光客が前面の58号を通過している現状から水産業の活性化と観光産業の振興を図る上で重要な拠点になりうる場所であることから、その利活用に向けて水産物直販所及び魚食普及施設等の整備に向け、今年度実施設計を行い平成19年度末の完成を目指している。

市民活動基盤については、中心市街地活性化関連の市民団体として活性化基本計画策定時のワーキンググループが母体となり、平成16年に「名護ワイワイ百年夢会議」が発足したが、その後平成17年には戦前の木造酒造所として沖縄で唯一現存する津嘉山酒造所の保存と活用を目的とした「津嘉山酒屋保存の会」や名護十字路周辺関係者による「よつ葉会」が発足し、市民や商業者が主体となったまちづくり活動が展開されており、これらの活動と連携することにより地域協働の体制が形成されつつある。

(2) 北部振興事業

沖縄県北部地域の振興については、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成11年12月28日閣議決定)に基づき、「北部振興並びに移設先及び周辺地域振興に関する基本方針」が決定され、その基本方針において、「雇用機会の創出」は重要な施策のひとつとして位置付けされており、北部地域の振興において実効性の高い振興事業を実施しているところである。

現在まで、マルチメディア館、みらい1号館、みらい2号館、宜野座サーバーファームなどが整備され雇用機会の創出が図られている。

今後も、「雇用機会の創出」をより充実させるため、関係機関と連携し振興事業を実施する。

(3) 沖縄振興計画に基づく事業

「沖縄振興計画」は、沖縄振興の基本となるものであり、これらに基づく事業を推進することにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、沖縄の自立的な発展や豊かな住民生活の実現を目的としている。

沖縄振興計画において、「雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定」「産業

の振興」の観点から、名護市は平成14年に「沖縄振興特別措置法」にて情報通信産業振興地域、情報通信産業特別地区・金融業務特別地区としての指定を受けた。

情報通信産業振興地域

県内21市町村が対象となり、コンテンツ制作、電気通信業、映像制作、放送、情報処理・提供サービス・情報通信技術利用事業等事業者に税制上の優遇(国税・投資税額控除、県税・事業税、市町村税・固定資産税)、通信回線使用料の低減等の優遇措置を与える。

情報通信産業特別地区

県内4地区(那覇、浦添、名護、宜野座)が指定され、データセンター、インターネットサービス・プロバイダー、インターネットエクスチェンジ事業者に対しその所得税を軽減しうる税制上の優遇措置を与えるものである。

金融業務特別地区

この制度は名護市にのみ施行された制度で、金融業務、金融業務に付随する業務に対し税制上の優遇措置を与える制度である。

6 計画期間

地域再生計画の認定日～平成21年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 地域再生計画の目標に掲げた指標に対する達成状況を本市が利用者等へのアンケート調査により毎年度評価する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

現在、本市において総合計画の目標を実現していく為に、総合計画に基づいた様々な施策を行なっているところであるが、もっとも基礎的かつ重要な地域資源である“人材”の育成について、体系的な施策がなく、散発的な事業が行われているに過ぎない。

人材が不足すればいかなる産業も発展は見込めず、衰退してしまう。また、新たな産業の創出、定住人口の増加、持続的発展などには優れた人材の育成が不可欠である。そのため、人材を育成し、新たな雇用・産業などを創出する事によって、市全体の人的資源の底上げを図ることが必要となってくる。再生計画の具体的な事業の方針としては、全ての産業・施策等に対しフラットに資源を投下するのではなく、即効性のある、効果の大きい産業・施策等に集中して行い、効果によって市全体の活性化がもたらされるようにしなければならない。対象となる産業・施策等についても、一面的な取組ではなく、多方面から総合的に実施する形(パッケージ)を取る事によって、より効率的・効果的な結果が得られるものと考えられる。